

協議事項4「議会棟のバリアフリー化（障がいのある傍聴者・議員，乳幼児連れの傍聴者への対応等）」

具体的な検討事項

障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正（規則改正）【P 2 ~ P 3】

現在は運用で入場を認めているものの，傍聴規則では動物の入場を禁止する規定となっている。

親子傍聴室 の設置【P 4 ~ P 5】

段差がなく入室でき，ベビーベッドを備え，カーテン仕切り等で授乳も可能な親子傍聴室。

車いす席の拡張【P 6 ~ P 7】

議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置【P 8 ~ P 11】

議場内のバリアフリー化【P 12 ~ P 16】

を除きいずれも予算措置が必要となる。

## 障がい者補助犬の傍聴入場規制の改正(規則改正)

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

### 1. 現状(及び課題)

傍聴規則において、「傍聴席に入ることができない者」として、動物が禁止事項とされている。

福岡市傍聴規則 第3条(傍聴席に入ることができない者) (抜粋)

(2) 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、動物等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯するもの。

過去に、運用により、障がい者補助犬同伴者の入場を認めた例がある。

傍聴席は階段状となっており、足もとのスペースが狭く、補助犬が待機できるスペースは限られている。

### 2. 他都市の状況

障がい者補助犬同伴者の入場を認めている政令指定都市

11都市(さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市(盲導犬のみ)、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市)

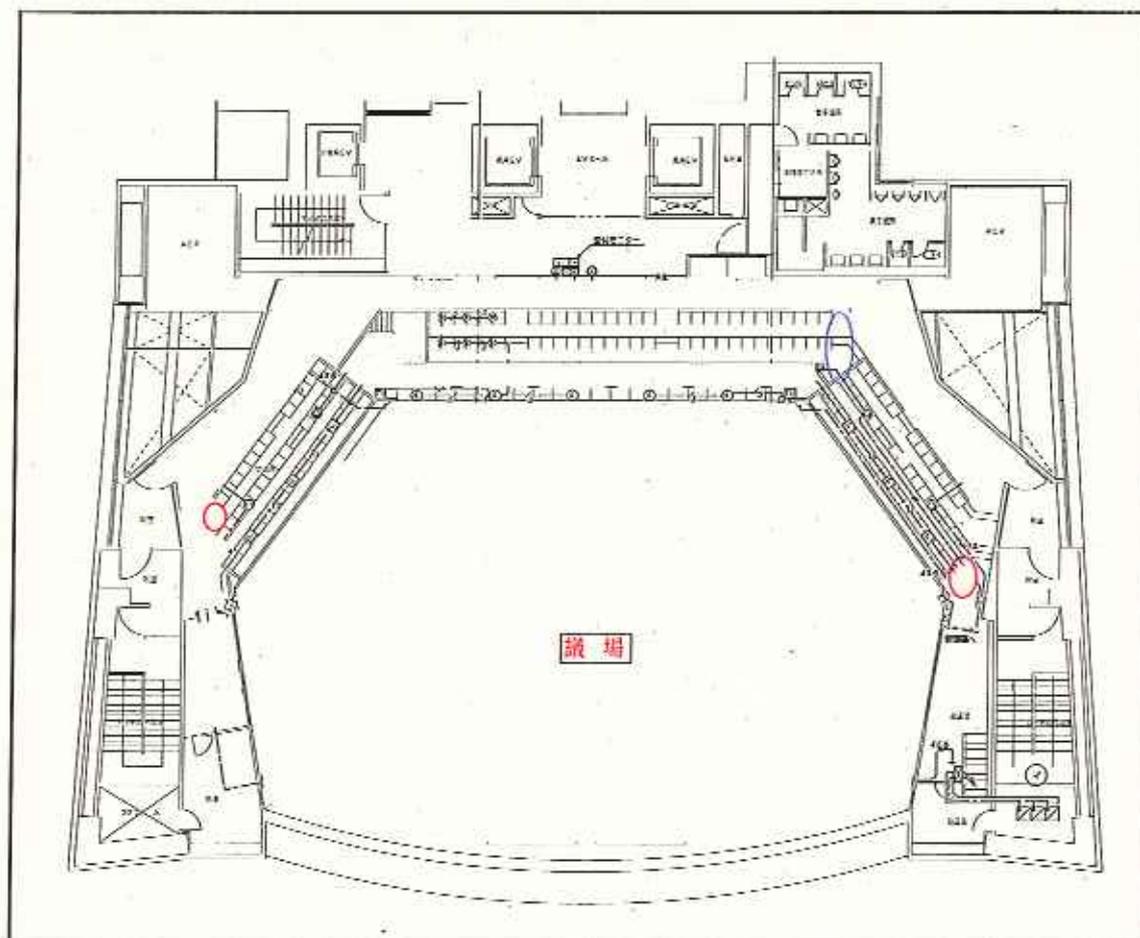
### 3. 対応案

傍聴規則の改正

車いす利用者で補助犬を伴っている傍聴者は、車いす席に誘導する。

横に補助犬が待機できるスペースがある席を「補助犬利用者の優先席」とする。

# 障害者補助犬利用者優先席



## 親子傍聴室の設置

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

### 1. 現状

乳幼児連れの傍聴者は、窓とドアで仕切られた特別傍聴室に誘導している。

特別傍聴室への動線には、5段の階段（延長180cm、高低差90cm）がある。

特別傍聴室の広さは約8.3㎡、奥行き4.8mで、室内には5席の椅子が設置されているだけで、授乳のための仕切りや設備はない。

議会棟15階には、おむつ交換台を設置した多目的トイレがある。

### 2. 他都市の状況

親子傍聴室を設置している政令指定都市

2都市（堺市、広島市）

### 3. 対応案

設置している椅子の間隔を狭めることで、特別傍聴室の一番奥に、移動できる折りたたみ式ベビーベットを置くスペースを確保する。

手前から4番目と5番目の椅子の間にカーテンを設置し、授乳中は仕切ることができるようにする。また、議場に面したガラス窓にもロールカーテンを設置する。

ベビーカー所有者が階段を上り下りする際は、職員が補助を行う。

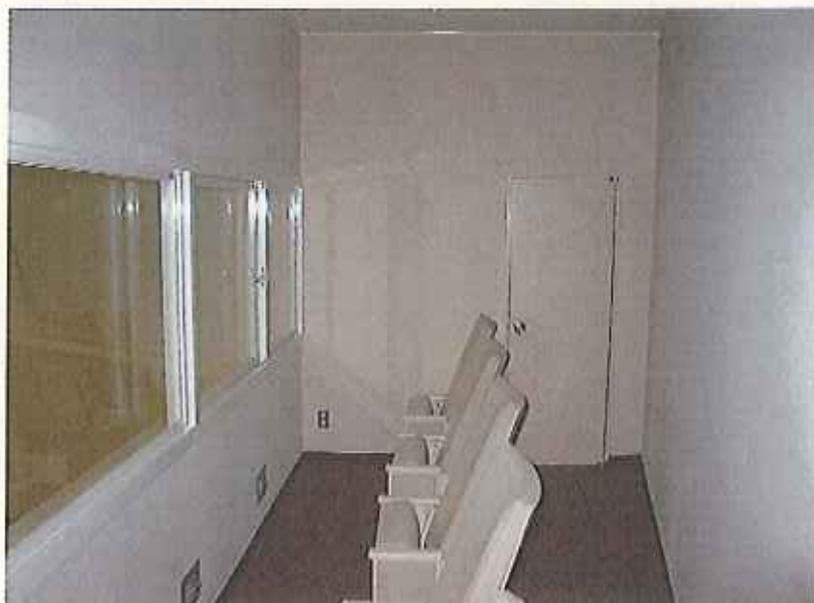
改修経費見込み 約25万円

### 【長期的課題】

動線上にある階段部分だけのスロープ化では急勾配となり危険であるため、傍聴席後の通路部分も含めた緩やかなスロープとする必要がある。

このため、議場全体のバリアフリー化とあわせて検討していく必要がある。

親子傍聴室(5席)



8.3㎡ 幅(入口135 奥210) 奥行480



動線の階段(5段 延長180cm 高低差90cm)

## 車いす席の拡張

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

### 1. 現状

既設の車いす席は2台分で、スペースは幅280cm、壁の切り下げ部分は幅180cmである。

車いす席の延長線で階段通路までの幅は270cmで、一般傍聴席5席を設置している。

### 2. 他都市の状況

#### ・政令指定都市における車いす席の現状

平均：3.9席

最大：10席（浜松市）

最小：2席（仙台市、さいたま市、川崎市、静岡市、福岡市）

### 3. 対応案

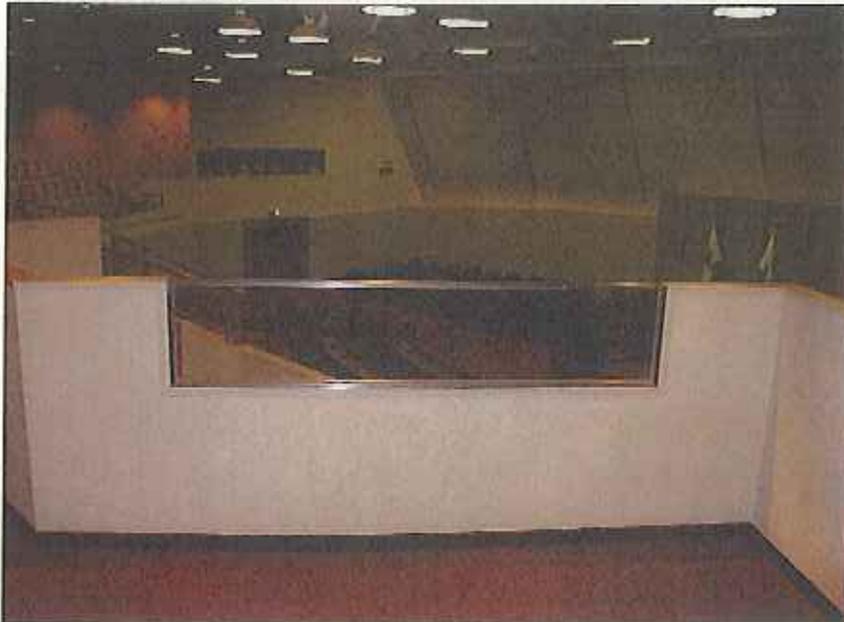
現状 に示した一般傍聴席5席を撤去し、車いす席を拡張（270cm）する。

腰壁の強化ガラス部分を延長することで、新たに3台分の車いす席が確保できる。

改修経費見込み 約70万円

車椅子傍聴席

既設分(2台 幅280)



拡張部分(幅270) 椅子5脚→車椅子スペース(2台分)



## 議会棟の点字案内板及び点字ブロックの設置

協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

### 1. 現状

点字案内板は、行政棟の玄関3カ所の風除室に設置されているが、議会棟玄関には設置されていない。

議会棟玄関の風除室は、全面通路となっているため、点字案内板を設置するスペースがない。

行政棟の点字案内の内容は1階のフロア案内のみで、インターフォンが併設されていて守衛室または情報プラザに通じることとなっている。

行政棟の点字案内板の大きさは幅90cm、奥行き60cmであるが、案内図は90cm×45cmである。(高さは前面80cm、後面105cm)

### 2. 対応案

#### 案1

議会棟玄関を入った左手に点字案内板を新設し、点字ブロックを案内板まで延長する。

点字による案内内容は議会棟の各階諸室を基本とし、詳細要検討。

#### 案2

点字案内板は設置せず、議会棟玄関から警備員窓口まで点字ブロックを延長し、窓口対応とする。

案内板設置費用 約180万円

点字ブロック設置費用 約5万円/m

点字案内板



正面玄関



北側玄関

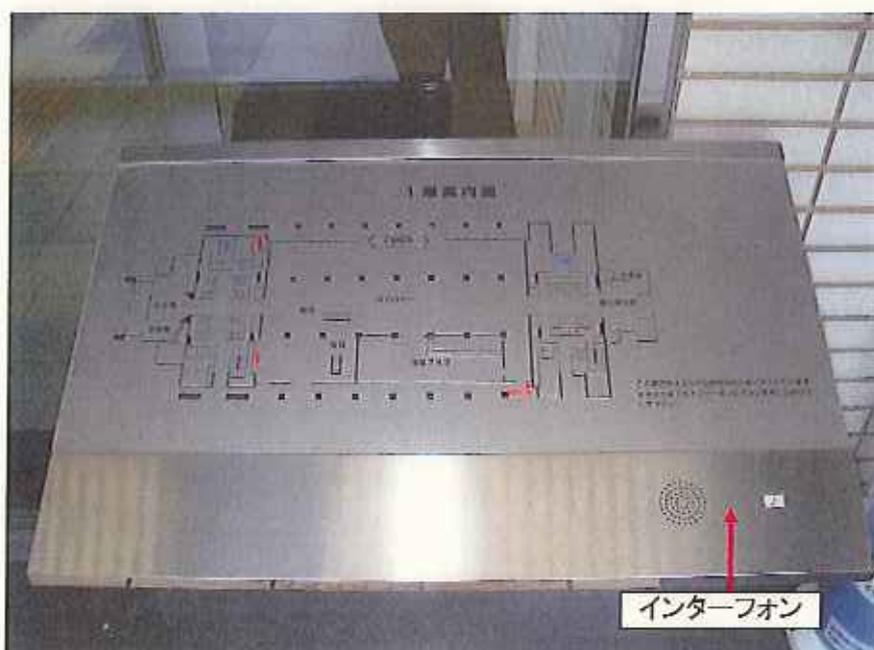


西側情報プラザ横

# 点字案内板



パネル 90×60 インターフォン付 案内図90×45



インターフォン

高さ(前面80 後面105)

議会棟玄関



## 議場内のバリアフリー化

### 協議事項4「議会棟のバリアフリー化」関連

#### 1. 現状

議員席は4段の階段状になっており、その段差は各15cmである。

演壇へは階段を2段登る必要があり、その段差は各15cmである。

議場出入口(2箇所)には、それぞれ左右に、延長135cm、高低差60cmの階段がある。

議員控室から議場へ向かう廊下は幅120cmであるが、途中で延長3m、高低差35cmのスロープがある。また、控え室と廊下の境のドア幅は85cmで、車いすは通る幅となっている。

理事者席控室から理事者席へ向かう通路は幅83～86cmであるが、途中のドア幅は72cmである。

また、理事者席へ入る後ろパネルとの隙間は63cmで、車いすは通らない。

#### 2. 他都市の状況

- ・車いす使用議員が自ら自席に着け、登壇できる議場となっている政令指定都市 6都市(さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、名古屋市、神戸市)
- ・車いす使用議員が自ら自席に着ける都市 1都市(堺市) 登壇要補助
- ・車いす使用議員のための仮設スロープを備えている都市 1都市(浜松市)

#### 3. 対応案

議場については全体的に段差が多くあり、バリアフリー化を進めるためには大がかりな改修工事が必要となる。

そのため、必要に応じて、次のとおり暫定的な仮対応を行うとともに、他都市の状況も確認しながら、可能な抜本的対応を検討していく。

〔暫定的仮対応〕

議場への入場については、議員控室からの入場をお願いする。

議員席については、会派内で検討していただき、通路側の席をお願いする。

議員席から演壇までの階段には、仮設スロープ等を設置して対応する。

《参考》

議員席と演壇の間を全面的に嵩上げする改修費は150～200万円程度。

議場



①議員席



②演壇

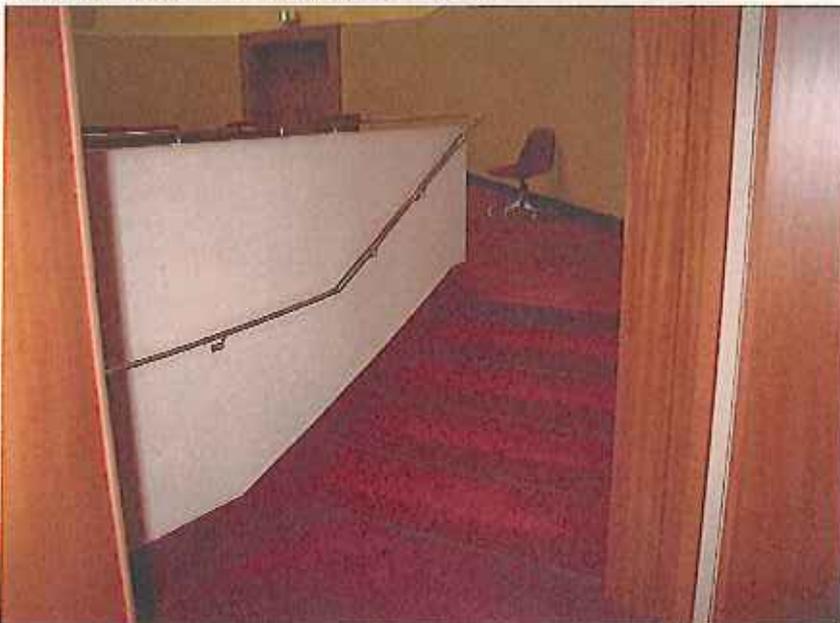


議場入口

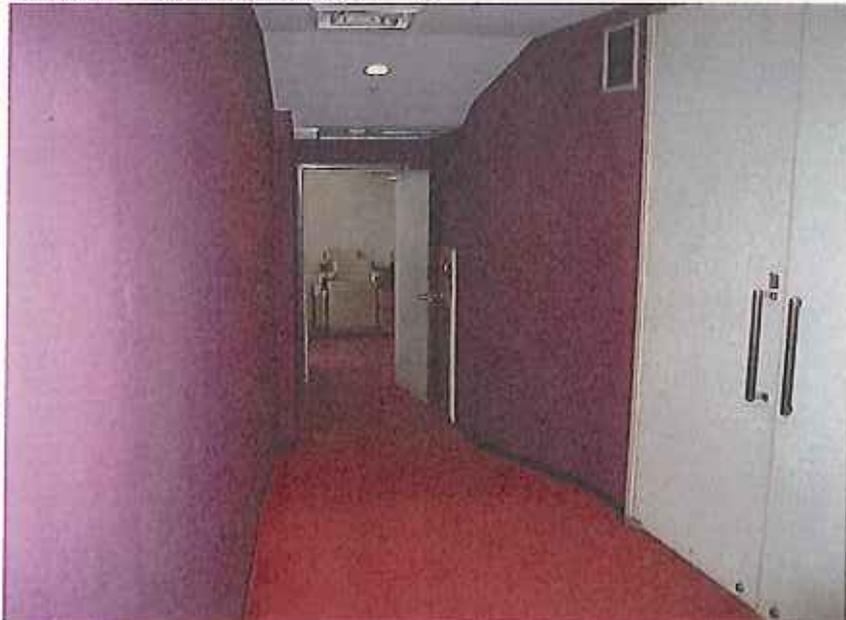
③中央寄 延長135 高低差60 幅130



③外寄 延長135 高低差60 幅90



④議場～議員控室通路スロープ



⑤理事者控え室～理事者席(議場裏通路)



浜松市議会 議場スロープ



## 他都市の状況(協議事項4)

H22.4.27現在

	協議事項4「議会等のバリアフリー化(障がいのある傍聴者・議員、乳幼児連れの傍聴者への対応等)」			
	傍聴(者)関係			議場関係
	身体障害者補助犬の入場	親子傍聴室の設置	車いす席の拡張(定員)	議場内のバリアフリー化 ※車いす使用議員が自ら着席及び登壇ができるか尋ねたもの。
札幌	事例がなく検討を要する	無	3人	×要補助
仙台	拒否できないと考える	無	2人	×要補助
さいたま	可	無	記者席を使用(2人)	○補助不要
千葉	拒否できないと考える	無	空きスペース使用(2~3人)	×要補助
川崎	議運に諮る	無	2人	×要補助
横浜	可	無	4人	○補助不要
新潟	可	無	6人	○補助不要
静岡	可	無	2人	○補助不要
浜松	可	無	10人	○補助不要(仮設スロープ使用)
名古屋	盲導犬可	無	6人	○補助不要
京都	可	無	3人	×要補助
大阪	可	無	空きスペース使用	×要補助
堺	可	有ベビーカー可	5人	△補助不要(登壇は要補助)
神戸	可	無	4人	○補助不要
岡山	規定がない	無	規定なし	×要補助
広島	可	有ベビーカー可	4人	×要補助
北九州	議運に諮る	無	4人	×要補助
福岡	運用で認めた例がある。	特別傍聴席を使用	2人	×要補助